

成長のための企業法務

第53回

アンビシャス総合法律事務所 弁護士 奥山倫行

リスクマネジメント

違法なキックバックの授受

Q 当社は建設業を営んでいます。当社の担当者Xが、当社の下請けの施工会社の担当者Yと結託して、当社から施工会社に工事代金を30%水増しして発注し、当社は30%水増しされた工事代金を支払った。XがY経由で水増しされた分をキックバックとして受領している。

Q 当社は建設業を営んでいます。当社の担当者Xが、当社の下請けの施工会社の担当者Yと結託して、当社から施工会社に工事代金を30%水増しして発注し、当社は30%水増しされた工事代金を支払った。XがY経由で水増しされた分をキックバックとして受領している。

キックバックについて
取引相手に授けられる謝礼金をキックバックといいますが、事業者間の取引で行われるキックバックの授受は、日本の商

慣習上も、一般的に行われる取引行為であり、それ自体は違法ではありません。他方、会社が受領するのではなく、会社の従業員が個人的にキックバックを受領した場合に違法性を帯びます。違法なキックバックの授受には様々な手法がありますが、今回ご相談いただいた事例の手法は典型的な手法の一つです。

違法なキックバックが台ですべてを紹介する(1)刑事訴訟法71条7項(証拠裁判主義)と77条(証拠の収集)との大原則があります。この大原則は社内調査であってはなりません。社内調査の担当者や会社の経営者の勘や感覚といった主観で判断せず、必要な資料を集めて、その資料から推察される客観的な事実に基づいて、真偽を判断する必要があります。

兆候を認識した場合の対応
違法なキックバックが行われているかもしれないと認識した場合、真偽を確かめるための社内調査を進める必要があります。社内調査には様々な留意点があり、紙面の都合上、ここでは、証拠の

客観的資料を集めてから主観的資料を集めるという手順を踏むべきです。次に、担当者Xの同僚や上司などへの事情聴取を進めて記録を残す必要があります。検討すべき点は以下のとおりです。

①担当者の責任
担当者的責任は、以下の五つの責任が生じます。特に①～③までの責任をどうまで追及するかは、会社が被った損害の程度、余罪の有無、同種の行為が行われた期間、行為態様の悪質性等の諸般の事情を勘案して決定します。

②民事上の責任
違法なキックバックの授受は、不法行為(民法709条)に該当します。担当者的責任は、不法行為(民法709条)に該当します。また、担当者的責任は、不法行為(民法709条)に該当します。

③労働契約上の責任
多くの会社の就業規則には「職務上の地位を濫用して私利を図り、又は」

取引先等より不当な金品を受け、若しくは求めた金品を供した者として懲戒処分を受けることとなる。また、不正行為を行った者は、懲戒処分を受けることとなる。

再発防止策の策定
関係者の処分や責任追及をどう行うか、また、今後どのような不正が生じたか、どうすれば防ぐことができるのかを、再発防止策を策定することも欠かせません。

札幌市中央区大通西11の4の22 第2大通 藤井ビル8F、電話011-210-7500

HPはこちら

